

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	トドメ MF 乳剤
製品コード	TMEC
供給者	
会社名	科研製薬株式会社
住所	東京都文京区本駒込2丁目28番8号
電話番号	03-5977-5035
緊急時の電話番号	03-5977-5035
FAX 番号	03-5977-5136
メールアドレス	ag_rd@kaken.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	農薬(除草剤)、農薬登録内容以外の使用は不可

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	区分に該当しない
健康に対する有害性	区分に該当しない
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入:蒸気/ガス/粉じん)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2B
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分 1A
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(神経系、肺、肝臓、骨髓)
吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	区分に該当しない
水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 2
オゾン層への有害性	区分に該当しない

**ラベル要素****絵表示又はシンボル****注意喚起語**

危険

**危険有害性情報**

眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

呼吸器への刺激のおそれ

眠気またはめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ(神経系、肺、肝臓、骨髄)

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

**注意書き****【一般】**

医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。  
(P101)

子供の手の届かないところに置くこと。(P102)

使用前にラベルをよく読むこと。(P103)

**【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸引を避けること。(P261)

取扱後は手などをよく洗うこと。(P264)

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

**【応急措置】**

皮膚についての場合: 多量の水と石けんで洗うこと。(P302 + P352)

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304 + P340)

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305 + P351 + P338)

気分が悪い時は医師に連絡すること。(P312)

第1版 2017年9月15日

第4版 2023年4月5日

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。(P337 + P313)

皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。  
(P333 + P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

(P362+P364)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。(P308+P313)

漏出物を回収すること。(P391)

#### 【保管】

換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403 + P233)

施錠して保管すること。(P405)

#### 【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

混合物

#### 一般名

メタミホップ乳剤

#### 成分及び含有量

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲 (wt%)	CAS番号	化審法番号/ 安衛法番号	PRTR 法
メタミホップ	4.9	256412-89-2	—/8-(7)-1698	
ポリオキシエチレンアルキル エーテル	30	69013-19-0	7-97/—	
2-メチルナフタレン	8.9	91-57-6	4-80/—	
1-メチルナフタレン	5.0	90-12-0	4-80/—	第1種 438
ナフタレン	5.0	91-20-3	4-311/—	第1種 302
N-メチル-2-ピロリドン	9.9	872-50-4	5-113/8-(1)-1013, 8-(1)-1014	第1種 746
有機溶剤、界面活性剤等	36.3			

#### 4. 応急措置

##### 吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。

呼吸をしていて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。

呼吸が弱い場合は人工呼吸を行う。

体を毛布などでおおい、保温して安静に保つ。

直ちに医療措置を受ける手配をする。

##### 皮膚に付着した場合

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要があれば切断する。

製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹼を使ってよく落とす。

外観に変化がみられたり、痛みが続いたりする場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。

汚染された衣類は再使用する場合には洗濯する。

##### 眼に入った場合

清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受けること。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみすみまで水がよく行きわたるように洗浄する。

眼の刺激が続く場合は医師に連絡する。

水で口の中を洗浄する。

可能であれば、指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医療措置を受ける手配をする。

被災者の意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

#### 5. 火災時の措置

##### 消火剤

初期火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。

大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

##### 使ってはならない消火剤

水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。

##### 特有の消火方法

消火作業は、可能な限り風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

##### 消防を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

##### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用すること。

##### 環境に対する注意事項

漏出物を直接に河川や下水に流してはならない。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

漏出したものをすくいとり、または掃き集めて紙袋またはドラム等に回収する。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

<b>取扱い</b>	<b>技術的対策</b>	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
------------	--------------	---------------------------------------

<b>安全取扱注意事項</b>	取扱い後はよく手、顔等をよく洗い、うがいをする。
-----------------	--------------------------

<b>保管</b>	冷暗所に保管する。
-----------	-----------

<b>容器包装材料</b>	推奨材料	元の容器
---------------	------	------

**8. ばく露防止及び保護措置**

<b>管理濃度(2017年)</b>	ナフタレン (10ppm)
--------------------	---------------

<b>許容濃度</b>	
-------------	--

日本産業衛生学会 (2022 年版)	N-メチル-2-ピロリドン (1ppm, 4mg/m <sup>3</sup> )
-----------------------	-------------------------------------------

<b>設備対策</b>	取扱いについてはできるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。
-------------	---------------------------------------

<b>保護具</b>	<b>呼吸用保護具</b>	防じんマスクを着用する。
------------	---------------	--------------

<b>手の保護具</b>	保護手袋(ゴム手袋)を着用する。
--------------	------------------

<b>眼の保護具</b>	保護眼鏡を着用する。
--------------	------------

<b>皮膚及び身体の保護具</b>	保護服、作業服、帽子を着用する。
-------------------	------------------

**9. 物理的及び化学的性質**

<b>物理状態</b>	液体(常温)
-------------	--------

<b>色</b>	淡黄赤色
----------	------

<b>臭い</b>	データなし
-----------	-------

<b>融点/凝固点</b>	データなし
---------------	-------

<b>沸点又は初留点及び沸騰範囲</b>	データなし
----------------------	-------

<b>可燃性</b>	データなし
------------	-------

<b>爆発限界及び爆発上限界/可燃上限界</b>	データなし
--------------------------	-------

<b>引火点</b>	116°C
------------	-------

<b>自然発火点</b>	データなし
--------------	-------

<b>分解温度</b>	データなし
-------------	-------

<b>pH</b>	5.0
-----------	-----

<b>動粘性率</b>	データなし
-------------	-------

<b>溶解度</b>	データなし
------------	-------

<b>n-オクタノール/水分配係数</b>	データなし
-----------------------	-------

<b>蒸気圧</b>	データなし
------------	-------

密度及び/又は相対密度	1.01
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

**10. 安定性及び反応性**

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

**11. 有害性情報**

急性毒性 経口	LD <sub>50</sub> >2000mg/kg(ラット)
経皮	LD <sub>50</sub> >2000mg/kg(ラット)
吸入(蒸気/ガス/粉じん)	データなし
皮膚腐食性・刺激性	刺激性なし(ウサギ)
眼に対する重篤な損傷性・刺激性	区分 2B(ウサギ)
呼吸器感作性・皮膚感作性	呼吸器:データなし。皮膚:区分 1A(モルモット)
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	区分 1B( <i>N</i> -メチルピロリドンが 10%含有されているため)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれのある有機溶剤が 20%以上含有されているため)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2( <i>N</i> -メチル-2-ピロリドンが 10%含有されているため)
吸引性呼吸器有害性	データなし

**12. 環境影響情報**

水生環境有害性 短期(急性)	魚類 LC <sub>50</sub> 96h, 4.37mg/L(コイ) 甲殻類 EC <sub>50</sub> 48h, 2.77mg/L(オオミジンコ) 藻類 ErC <sub>50</sub> 0-72h, 7.72mg/L 上記データより水生環境急性有害性「区分 2」とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

### 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

内容物はなるべく使い切ること。

国、都道府県、市町村の規則に従うこと。

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

#### 汚染容器及び包装

空容器を処分する場合は、内容物を完全に除去すること。

国、都道府県、市町村の規則に従うこと。

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

### 14. 輸送上の注意

#### 国際規制 海上規制情報

IMOの規定に従う。

#### 航空規制情報

ICAO・IATAの規定に従う。

#### 国連分類

国連勧告の定義上、危険物に該当しない。

#### 国内規制 陸上規制情報

道路法の規定に従う。

#### 海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

#### 航空規制情報

航空法の規定に従う。

#### 輸送の特別の安全対策

運搬に際しては、容器に漏れのないこと及び所定の表示のあることを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。容器の破損等で漏洩があった時は、側溝、河川あるいは湖沼への流出を防ぐ措置を講ずることが望ましい。

#### 応急措置指針番号

171

### 15. 適用法令

#### 農薬取締法

登録番号: 第 23959 号(除草剤)

#### 労働安全衛生法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

メチルナフタレン(別表第 9 の 582 の 2)

ナフタレン(別表第 9 の 408)

N-メチル-2-ピロリドン(別表第 9 の 588 の 2)

ナフタレン(管理番号: 第 1 種 302)

メチルナフタレン(管理番号: 第 1 種 438)

N-メチル-2-ピロリドン(管理番号: 第 1 種 746)

#### 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)

第四類第三石油類(水溶性液体) 危険等級Ⅲ

#### 消防法

## 16. その他の情報

版番号 第4版

### 参考文献

1. GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) (JIS Z 7253:2019) 日本規格協会(令和元年5月25日改正)
2. GHS分類結果データベース (独)製品評価技術基盤機構ホームページ
3. GHS文書 改訂第4版、事業者向けGHS分類ガイダンス第3版(平成25年7月) 経済産業省製造産業局化学物質管理課ホームページ
4. GHSに基づく化学品の分類方法(JIS Z 7252:2019)日本規格協会(令和元年5月25日改正)
5. 厚生労働省 職場のあんぜんサイト GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
6. ラベル・製品安全データシート作成実務必携 GHS 対応国内版(2007年 化学工業日報社)
7. [改訂第3版]緊急時応急措置指針 (2009年 (社)日本化学工業協会)
8. 国連分類コード 2014年 国連欧州経済委員会(UNECE)ホームページ  
[http://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev18/18files\\_e.html](http://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev18/18files_e.html)
9. 化学物質排出把握管理促進法の政令改正について(令和3年10月20日公布) 経済産業省ホームページ  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8\\_4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html)

### 【記載内容の取り扱い】

本製品安全データシート(SDS)は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたものであります。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は、用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用してください。また、当社は、SDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒110番 一般市民専用電話 (大 阪) 072-727-2499(情報料無料)

365日 24時間対応

(つくば) 029-852-9999(情報料無料)

365日 9~21時対応

医療機関専用有料電話 (大 阪) 072-726-9923(1件 2,000円)

365日 24時間対応

(つくば) 029-851-9999(1件 2,000円)

365日 9~21時対応

一般専用電話に医師および医療機関の方が問い合わせた場合、情報提供料は有料(1件につき2,000円)を徴収されます。